

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和5年6月19日から施行する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多焦点眼内 レンズを用 いた水晶体	<u>Clareon PanOptix Trifocal</u>	215,600	多焦点眼内	<u>アルコン アクリソフ IQ PanOptix</u>	215,600
	<u>Clareon PanOptix TORIC Trifocal</u>	237,600	レンズを用 いた水晶体	<u>アルコン アクリソフ IQ PanOptix</u>	237,600
再建術	テクニス シナジー VB Simplicity	193,600	再建術	<u>TORIC</u>	
	テクニス シナジー TVB Simplicity	215,600		テクニス シナジー VB Simplicity	193,600
(略)	(略)	(略)	テクニス シナジー TVB Simplicity	215,600	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

**【改正理由】**

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」について、材料部委員会（令和5年5月29日）にて新規採用医療材料の使用が承認されたため、所要の改正を行うものである。